

1 目的

この方針は、本校における児童（生徒）及び教職員に係るハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題*²が生じた場合の適切な対応について必要な事項を定めることにより、児童（生徒）の人権の尊重、良好な学習環境及び職場環境の確保並びに本校の教育活動への信頼性の確保を図ることを目的とします。

2 教職員の取組

- (1) 児童（生徒）が安心して学習・生活を行うことができる環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じます。
- (2) すべての教育活動を通じて、児童（生徒）の人権を尊重した教育を推進し、児童（生徒）一人ひとりを生かす教育環境づくりに努めます。
- (3) ハラスメントは児童（生徒）の心を傷つけるだけでなく、その後の成長にも大きな影響を与える行為であり、児童（生徒）の個人の尊厳や人権を著しく侵害するものであることを十分に認識します。
- (4) ハラスメントに起因する問題が校内に生じていないか又はその恐れがないか、学習環境及び職場環境に注意を払います。
- (5) 児童（生徒）がハラスメントを受けていること及び児童（生徒）から教職員がセクシュアルハラスメント*³を受けていることを認知した場合は、管理職に速やかに報告します。
- (6) 児童（生徒）に対しハラスメントに関する啓発を図り、ハラスメントに関する認識が深まるよう努めます。
- (7) ハラスメントに関する相談に係る聞き取りや調査を実施する場合は、児童（生徒）のプライバシーの保護に細心の注意を払います。
- (8) ハラスメントに関する相談を申し出た者、当該相談に係る調査に協力した者、その他ハラスメントに関し正当な対応をした者が、そのことをもって不利益な取扱いを受けないように十分留意します。

3 研修等

ハラスメントの防止及び排除を目的とする研修をコンプライアンス年間計画（別表）に組み込み、その実施をとおして、教職員一人一人が自らの言動を見直す取り組みを推進します。

4 相談対応

ハラスメントに関する次のような相談及び報告等には管理職が対応します。

- (1) 教職員によるハラスメントを受けた児童（生徒）又はその保護者からの相談
- (2) 校内において教職員によるハラスメントを児童（生徒）が受けているのを見た児童（生徒）、保護者又は教職員からの相談
- (3) 学校等において児童（生徒）によるセクシュアルハラスメントを受けた又は受けているのを見た教職員からの相談

5 相談の処理

管理職は、相談に係る事実関係の調査・確認、ハラスメントを受けた者に対する支援並びにハラスメントを行った教職員等及び教職員に対するセクシュアルハラスメントを行った児童（生徒）に対する指導など、必要な措置により、当該ハラスメントに起因する問題を適切かつ迅速に解決するよう努めます。また、相談の聞き取り又は調査・確認の実施に当たっては、聞き取りを行った者のプライバシーや人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしません。

〈参考資料 児童・生徒に係るハラスメントの防止等に関する指針（鳥取県教育委員会）〉

*1 ハラスメント セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント（後述）の総称をいう。

*2 ハラスメントに起因する問題次に掲げることをいう。

① 児童（生徒）が教職員等から直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、学校にいることや学校に行くことを苦痛に感じる等、学習意欲や登校意欲が損なわれること。

② 児童（生徒）が身体的・精神的な害を被ること。

③ 教職員が児童・生徒から直接又は間接的にセクシュアルハラスメントを受けることにより、就業する上で看過できない支障が生じること

*3 セクシュアルハラスメント 学校等での教職員等による児童・生徒を不快にさせる性的な言動又は児童・生徒による教職員を不快にさせる性的な言動

パワーハラスメント

教職員による学校での児童・生徒に対する指導や注意の適正な範囲を超えて人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える言動をいう。（ただし、体罰に該当するものは除く。）